

事 務 連 絡
平成 27 年 1 月 30 日

事業所管省庁 事業所管課（室）長 殿

環境省地球環境局フロン等対策推進室長
経済産業省製造産業局オゾン層保護等推進室長

「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」の
周知について（依頼）

日頃よりフロン類対策についてご協力いただき感謝申し上げます。

さて、既にご案内のとおり、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」については、平成 25 年 6 月に改正法である「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」（略称：「フロン排出抑制法」）が公布されました。また、本日、施行日を平成 27 年 4 月 1 日とする政令が公布されました。

改正によって、規制対象が広がり、業務用冷凍空調機器の管理者（所有者、使用者等）について、管理者の判断の基準の遵守（機器の点検等）、フロン類の算定漏えい量の報告（一定量以上の漏えいがある場合）等の義務が新たに適用されます。

このため、施行に先立ち、貴省庁の所管する事業に係る関係業界団体等に対して、本事務連絡及び別紙の内容について広く周知をお願いいたします。

<施行に向けたスケジュール>

平成 25 年 6 月	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律（フロン排出抑制法）の公布
平成 26 年 12 月 10 日	主な関係省令・告示の公布
平成 27 年 1 月 30 日	施行日政令の公布
平成 27 年 2 月	施行令の公布（予定）
平成 27 年 4 月 1 日	フロン排出抑制法の全面施行

<添付資料>

別紙 1 フロン排出抑制法の概要

別紙 2 第一種特定製品の管理者が取り組むべき措置について

以上